

26 生活の安定に向けた自立支援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

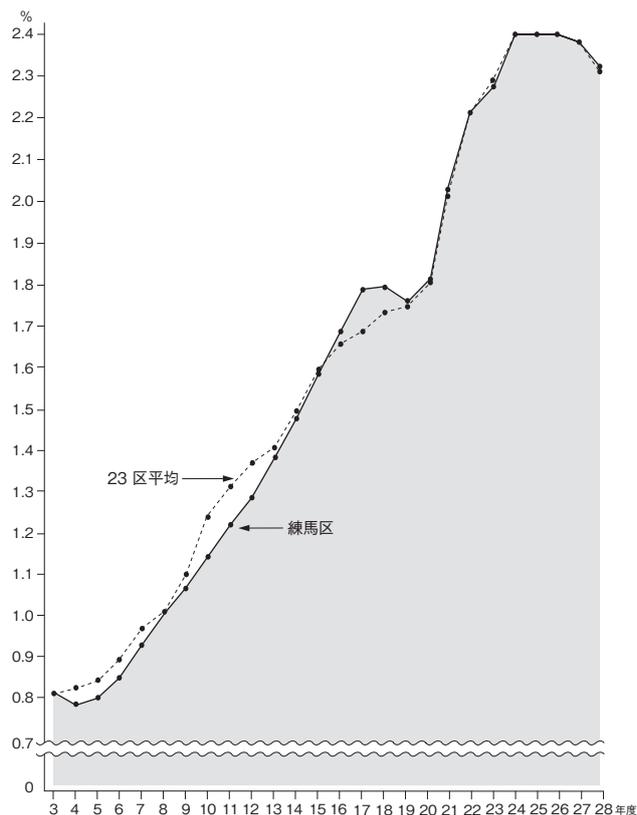
●生活保護

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

1 生活保護受給状況

受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増した。しかし、近年は受給世帯数は増え続けている一方、受給者数は微減傾向である。(詳細は下記の表「生活保護世帯および人員」のとおり。)

〔保護率（人口に占める割合）の推移〕 28年度

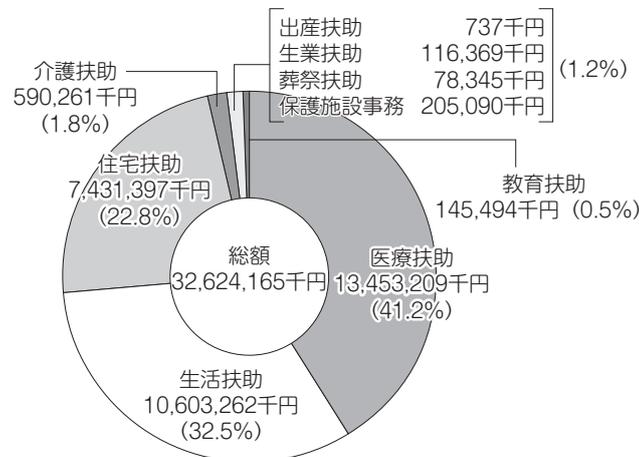


〔生活保護世帯および人員〕

| 年度 (平成) | 実数 | | 生活扶助 | | 住宅扶助 | | 教育扶助 | | 介護扶助 | | 医療扶助 | | 生業扶助 | | 葬祭扶助 | | 出産扶助 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|------|------|
| | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 |
| 24 | 12,427 | 17,115 | 11,081 | 15,225 | 11,236 | 15,501 | 901 | 1,225 | 2,039 | 2,119 | 9,667 | 11,941 | * 6,507 | * 6,783 | * 398 | * 398 | * 5 | * 5 |
| 25 | 12,566 | 17,103 | 11,295 | 15,331 | 11,552 | 15,805 | 880 | 1,197 | 2,199 | 2,296 | 9,890 | 12,080 | * 5,962 | * 6,442 | * 392 | * 392 | * 9 | * 9 |
| 26 | 12,870 | 17,259 | 11,477 | 15,407 | 11,808 | 15,914 | 825 | 1,132 | 2,363 | 2,470 | 10,253 | 12,479 | * 5,769 | * 6,205 | * 364 | * 364 | * 9 | * 9 |
| 27 | 13,004 | 17,095 | 11,520 | 15,232 | 11,885 | 15,821 | 726 | 987 | 2,232 | 2,325 | 10,432 | 12,694 | * 5,912 | * 6,409 | * 389 | * 389 | * 10 | * 10 |
| 28 | 13,082 | 16,844 | 11,590 | 14,887 | 12,055 | 15,843 | 640 | 874 | 2,598 | 2,727 | 10,563 | 12,687 | * 6,218 | * 6,666 | * 408 | * 408 | * 6 | * 6 |

注：*は、年間累計数値

〔生活保護費支出状況〕



※：生活保護費支出総額は、27年度と比較して0.61%増加している。

2 自立への取組

就労自立・社会生活自立・日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。28年度は7,219人を支援した。

〔実施中のプログラム〕

- 1 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 就労サポート事業プログラム
- 4 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 5 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校等子ども支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 ホームレス等に対する居宅生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

また、26年7月から、就労による自立の促進を図ることを目的として、一定の要件に該当する就労による

28年度

保護脱却時に、保護受給中に就労で得た収入の一定率を支給する就労自立給付金制度が始まった。28年度は130人に9,313,417円を支給した。

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。

28年度の実績は94,444,252円であった。

〔支給内容〕

入浴証、児童・生徒への学童服・運動着購入費および中学校卒業者就職支援金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とした事業である。「生活サポートセンター」が相談窓口である。

28年度の新規利用者数は665人であった。この他の事業として、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもに対し学習の援助を行う事業を実施している。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。28年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は336件であった。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。28年度は、1人当たり12,500円を346人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1 支援給付

一定の要件を満たした「特定中国残留邦人等」を対象に、実施している。29年3月現在、受給世帯数は56世帯、受給人員は87人であった。

2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も特定配偶者が安定した生活を送るために支援給付に加えて26年10月から支給している。29年3月現在、対象者は1人であった。

3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

〔応急小口資金貸付け状況〕

| 年度 | 件数 | 金額(千円) |
|----|-----|--------|
| 26 | 238 | 33,322 |
| 27 | 207 | 29,530 |
| 28 | 199 | 28,787 |

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸付けている。

〔高等学校進学準備資金〕

| 年度 | 件数 | 金額(千円) |
|----|----|--------|
| 26 | 6 | 318 |
| 27 | 10 | 555 |
| 28 | 15 | 699 |

3 入院資金の貸付け

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。平成28年度は63件、833万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 母子および父子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付けを行っている。28年度は566件、3億3,131万円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11種類の福祉資金の貸付けを行っている。28年度は20件、1,620万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。28年度は29件の利用があった。